

## 個人情報保護法に関するタウンミーティング概要（滋賀県）

日 時：平成 30 年 12 月 18 日（火）15:30～16:50

場 所：滋賀県庁本庁舎本館 4 A 会議室

大津市京町四丁目 1 番 1 号

主 催：個人情報保護委員会、滋賀県

参加者：消費者団体関係者（2名）

消費生活相談員（1名）

自治会関係者（1名）

中小企業関係者（1名）



### 「概要」

#### （消費者団体関係者の方のご意見）

- ・身近なケースとして、スマートフォンに変えてから、様々なサービスが利用できるようになり、架空請求や出会い系のメール等の問題が発生するようになった。
- ・消費者は、不要な勧誘に対して、相手の要求に従わない等の対応方法を知っておくことが大事だと感じている。
- ・情報は漏れてしまう、漏れてしまったら、どうしようもないということで、心配や憂慮しながらも、半分は諦めのような感じになってきてしまっているのではないかと。
- ・最近では、子どもの頃から SNS 等を利用することから、行政機関としても、消費者教育の一環として、小中学生への個人情報に関する消費者教育に取り組んでいくべきではないかと。
- ・当団体では、PTA 等を通じて、寸劇や紙芝居を使って、子どもたちへの教育を行っている。
- ・説明会等を行っても、関心がある人が中心となってしまふ。そうでない人へどう届けるかが課題。パンフレットを含め、気楽な感じで目にしていただけるようにして、少しずつでも周知していくことは重要。

#### （消費生活相談員の方のご意見）

- ・特に多い相談としては、架空請求や詐欺サイトでの被害に関する相談である。
- ・利用規約の本人同意の欄に、初めからチェックマークが入っており、本人が十分に理解しないうちに、同意してしまい、必要のないサービスまで受けてしまったという相談がある。
- ・そういった消費者の方には、サービスを提供する事業者の利用規約をよく読んで、確認してから個人情報を渡すように、アドバイスを行っている。

#### （自治会関係者の方のご意見）

- ・個人情報保護委員会とは、どのような組織なのか。
- ・災害時の避難行動要支援者名簿を作成する際に、本人から同意を得る必要があるが、一部で障害を隠したいという人もおり、情報を得にくいと感じる。地元の市では、こういった要支援者の方々の避難誘導のため、「不同意の意思を示さない場合は、同意したこととみなす」の内容を新たに記載し、条例を改正した。
- ・自治会の中で、日ごろから個人情報に関わることを話すことがあり、今回の会議を踏まえ、啓発活動が重要と感じた。

(中小企業関係者の方のご意見)

- ・マイナンバーが導入された時期から、多くの企業で、社内の個人情報の管理体制を徹底していると思う。
- ・ただ、詐欺メールなどが非常に多くなっている。行政としても、不正メールやサイバー攻撃への対応方法の周知啓発をもっと行った方が良い。
- ・小売業など、個人情報を活用していくのが世の中の流れであるが、情報漏えいを含め、消費者との関係で様々な問題が今後起こり得る。企業側でも、消費者に対してきちんと案内していくことが重要。